

貝塚市立青少年センター備品館外貸出事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、貝塚市立青少年センター（以下「青少年センター」という。）の備品の館外貸出し(以下「館外貸出し」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げる団体とする。

- (1) 市の執行機関、市の水道局、市の消防機関及び市が運営する病院
- (2) 市議会
- (3) 公共的団体
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所
- (5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体
- (6) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業を行う団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、館長が適当と認める団体

(備品の種類)

第3条 館外貸出しのできる備品の種類は、別に定める青少年センター貸出備品一覧表に掲げるもののほか館長が認めるものとする。

(貸出しの範囲)

第4条 館外貸出しのできる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 公益性が認められる事業であること。
- (2) 営利目的の事業ではないこと。

(貸出しの期間)

第5条 館外貸出しのできる期間は、原則として2週間以内とする。

(貸出しの申込み)

第6条 館外貸出しを受けようとする者は、その貸出日前3月から前日までに電話等で申し出を行い、利用当日までに青少年センター備品借入申込書（別記様式）を館長に提出しなければならない。

2 前項の規定にある貸出日前3月の時点で、同一備品の館外貸出しを受けようとする者が複数であった場合は、館長が指名した者による抽選により貸出者を決定するものとする。

(貸出しの制限)

第7条 館長は、次のいずれかに該当するときは、館外貸出しを制限することができる。

- (1) 第4条の規定に反すると認められるとき。
- (2) 青少年センターの運営に支障があるとき。

(使用料)

第8条 館外貸出しに係る使用料は、無料とする。

(備品の搬送)

第9条 借受け及び返却にあたっての搬送は、利用者が行うものとする。

(備品の管理義務)

第10条 館外貸出しを受けた者(以下「借入者」という。)は、備品の善良な管理を行うものとする。

2 借入者は、備品をその許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

3 備品に故障、破損、汚損、紛失等が生じた場合は、速やかに館長へ報告するものとする。

(備品の返却)

第11条 備品の返却は、借入者が清掃を十分に行ったあと、付属品等を確認し、青少年センター職員立会いのもとに返却するものとする。

(損害賠償義務)

第12条 借入者は、故意又は過失により備品を損傷したときは、それによって生じた損害を青少年センターに賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

〈第2条の解説〉

第2条 館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げる団体とする。

(1) 市の執行機関

①執行機関：自らの判断と責任において、事務を管理し及び執行する機関。

例：地方公共団体の長、行政委員会：教育委員会、選挙管理委員会など

②補助機関：執行機関の事務執行を補助するための機関。

例：副知事・副市町村長、会計管理者、職員、公営企業管理者など

③附属機関：執行機関の担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関。

例：都道府県防災会議、都市計画審議会 など

(2) 市議会

市議会とは市民の皆さんから選挙で選ばれた代表者（議員）が、皆さんの暮らしをよくするため、必要なことを話し合っ決めてたり、提案したりするところ。

市議会は、市民の直接選挙で選ばれた議員で構成される議事機関で、毎年3月・6月・9月・12月に開く「定例会」と緊急に開く「臨時会」があり、行政の事務・事業などを審議、決定する。

会議は、議員全員の参加による本会議と、常任委員会があり、必要に応じて特別委員会を設置する。

議員の任期は4年

市議会の主な仕事は次のとおり

- ①市の決まり（条例）を決める。
- ②市のお金の使い方（予算）を決めたり、使われ方をチェック（決算）する。
- ③市の仕事が市民のために行われているかどうかを調べる。
- ④国や県に対して、こうしてほしいという意見書を提出する。
- ⑤副市長など、市の重要な役職につく人を市長が決める際に賛成あるいは反対する。
- ⑥みなさんの暮らしがよくなるように提案をする。

(3) 公共的団体

「公共団体」及び「公共的団体」について

1 公共団体とは

国の下に、国からその存立目的を与えられ、公の機能を果たすべきことを認められた主体としての地位を有する法人をいう。公共団体は、原則として国から独立して、公の行政を行うため国の定めた公共の目的の下に存在する団体であるが、公共団体の構成員の範囲及び加入又は脱退の事由、公権力の与えられる態様、国の監督を受ける

程度等は、当該団体の存立根拠となる法令の規定によって異なる。

公共団体としては、一般に、地方公共団体、公共組合、営造物法人、独立行政法人が挙げられるが、この場合、公共組合とは、土地改良区、土地区画整理組合、健康保険組合、水害予防組合等をいい、営造物法人とは各種の公社、公団、事業団等をいう。

(出展；新自治用語辞典〔改訂版〕(株)ぎょうせい発行) また、国家賠償法第1条にいう公共団体は、同条の公権力の行使をゆだねられた団体をすべて含む。したがって、例えば、弁護士に対する懲戒権を行使する弁護士会も、そこでいう公共団体にあたる。

(出展；法律学小辞典〔第4版補訂版〕(株)有斐閣発行)

2 公共的団体とは

地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる(地方自治法第157条第1項)。この公共的団体等とは、農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人であるか否かを問わない(行政実例 昭和24年2月7日)。

(出展；新自治用語辞典)

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所

①学校教育法(昭和二十二年三月二十九日法律第二十六号)

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

②児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第39条

1 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

(5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(6) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業を行う団体

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 五 削除
- 六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
 - 一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
 - 二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業
 - 二の三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に規定する養子縁組あっせん事業

- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- 四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- 五 身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七 削除
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- 十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
- 十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業